

目 次

8月定例会会期及び議事日程 ……………	3	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	12
8月定例会付議事件 ……………	4	中島慶子議員 ……………	13
△ 8月21日(火)		一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	13
出欠議員氏名 ……………	5	中島慶子議員 ……………	13
地方自治法第121条による出席者 ……………	5	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	13
開 会 ……………	6	中島慶子議員 ……………	14
会期の決定 ……………	6	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	14
議事日程 ……………	6	中島慶子議員 ……………	14
諸報告 ……………	6	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	14
議案上程 ……………	6	中島慶子議員 ……………	14
提案理由説明 ……………	6	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	14
秀島敏行広域連合長 ……………	6	中島慶子議員 ……………	14
議案に対する質疑 ……………	7	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	15
広域連合一般に対する質問 ……………	7	中島慶子議員 ……………	15
中島慶子議員 ……………	7	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	15
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長 ……	8	中島慶子議員 ……………	15
中島慶子議員 ……………	9	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	15
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長 ……	9	中島慶子議員 ……………	15
中島慶子議員 ……………	9	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	15
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長 ……	9	中島慶子議員 ……………	15
中島慶子議員 ……………	9	諸泉定次議員 ……………	16
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	10	野田博嗣予防課長 ……………	17
中島慶子議員 ……………	10	高島直幸消防副局長兼消防課長 ……………	17
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	10	石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長 ……	18
中島慶子議員 ……………	10	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	18
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	10	諸泉定次議員 ……………	19
中島慶子議員 ……………	10	高島直幸消防副局長兼消防課長 ……………	20
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	11	諸泉定次議員 ……………	20
中島慶子議員 ……………	11	高島直幸消防副局長兼消防課長 ……………	20
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	11	諸泉定次議員 ……………	20
中島慶子議員 ……………	11	中野茂康議長 ……………	20
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	11	諸泉定次議員 ……………	20
中島慶子議員 ……………	11	石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長 ……	20
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	11	諸泉定次議員 ……………	21
中島慶子議員 ……………	11	石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長 ……	21
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	12	諸泉定次議員 ……………	21
中島慶子議員 ……………	12	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	21
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	12	諸泉定次議員 ……………	21
中島慶子議員 ……………	12	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長 ……	22

諸泉定次議員	22	閉 会	36
休 憩	22	(資料)	
出欠議員氏名	23	一般質問項目表	39
地方自治法第121条による出席者	23		
再 開	24		
山下明子議員	24		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	24		
山下明子議員	25		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	25		
山下明子議員	25		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	26		
山下明子議員	27		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	27		
山下明子議員	27		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	28		
山下明子議員	28		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	28		
山下明子議員	28		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	28		
山下明子議員	29		
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長	29		
山下明子議員	29		
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	29		
山下明子議員	30		
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	30		
山下明子議員	30		
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	31		
山下明子議員	31		
議案の委員会付託	31		
散 会	32		
△ 8月24日(金)			
出欠議員氏名	33		
地方自治法第121条による出席者	33		
開 議	34		
委員長報告・質疑	34		
白石昌利介護・広域委員長	34		
討 論	35		
山下明子議員	35		
採 決	36		
議決事件の字句及び数字等の整理	36		
会議録署名議員指名	36		

8 月 定 例 会

◎ 会 期 4 日 間

議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	8 月 21 日	火	午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の委員会付託、散会
2	8 月 22 日	水	(常任委員会)
3	8 月 23 日	木	休 会
4	8 月 24 日	金	(議会運営委員会) 午前10時開議、委員長報告、質疑、討論、採決、会議録署名議員の指名、閉会

◎ 8月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第18号議案 平成29年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
- 第19号議案 平成29年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第20号議案 平成29年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
- 第21号議案 平成30年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第22号議案 平成30年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第23号議案 平成30年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）
- 第24号議案 佐賀中部広域連合指定居宅介護支援等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例
- 第25号議案 佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例
- 第26号議案 佐賀中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第27号議案 佐賀中部広域連合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 佐賀中部広域連合指定介護予防支援の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

△ 報告書等

- 議決事件の字句及び数字等の整理について
- 介護・広域委員会審査報告書
- 消防委員会審査報告書
- 第1号報告 平成29年度佐賀中部広域連合消防特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成30年 8月21日 (火)

午前10時00分 開会

出席議員

1. 中島慶子	2. 野北悟	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	6. 原口ひさよ
7. 森田浩文	8. 多良光英	9. 松永幹哉
10. 野中康弘	11. 山田誠一郎	12. 堤正之
13. 白倉和子	14. 中野茂康	15. 平原嘉徳
16. 福井章司	17. 中山重俊	18. 山下明子
19. 嘉村弘和	20. 黒田利人	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	松本茂幸	副広域連合長	伊東健吾
副広域連合長	御厨安守	広域連合理事	玉島広司
監査委員	力久剛	会計管理者	中島博樹
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
消防副局長兼総務課長	園田正広	消防副局長兼消防課長	高島直幸
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	野田博嗣	通信指令課長	藤島潤典

◎ 開 会

○中野茂康議長

おはようございます。ただいまから佐賀中部広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎ 会期の決定

○中野茂康議長

日程により、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から8月24日までの4日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○中野茂康議長

次に、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり決定いたしました。

◎ 諸 報 告

○中野茂康議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第2号のとおりです。

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

平成30年2月13日から平成30年8月20日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

2月26日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成29年

度12月分)

3月26日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成29年度1月分)

4月27日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成29年度2月分)

5月28日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成29年度3月分)

7月2日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成29年度4月分)

(一般会計・特別会計等の平成30年度4月分)

7月31日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成29年度5月分)

(一般会計・特別会計等の平成30年度5月分)

◎ 議案上程

○中野茂康議長

次に、日程により、第18号から第28号議案、以上の諸議案を一括して議題といたします。

なお、平成29年度佐賀中部広域連合消防特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてが第1号報告として提出されておりますので、申し添えます。

◎ 提案理由説明

○中野茂康議長

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○秀島敏行広域連合長

おはようございます。本日、佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、当面する諸案件につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

はじめに、第18号から第20号までの議案は、平成29年度の一般会計及び特別会計の決算の認定について、お諮りするものであります。

次に、補正予算議案について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成29年度決算に伴う諸経費、緊急を要す経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第21号議案「一般会計補正予算(第1号)」は、補正額約3,243万円で、補正後の予算総額は、約10億8,041万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置及び財務会計システムの改修に係る経費などを措置しております。

次に、第22号議案「介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、補正額約17億1,667万円で、補正後の予算総額は、327億2,828万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置となっております。

次に、第23号議案「消防特別会計補正予算(第1号)」は、補正額約7,401万円で、補正後の予算総額は、50億4,980万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、財務会計システムの改修に係る経費、公債費の確定に伴う措置等を行っております。

なお、細部については、歳入歳出補正予算事項別明細書等により、御審議をお願いいたします。

次に条例等の議案につきまして、御説明申し上げます。

第24号議案「佐賀中部広域連合指定居宅介護支援等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例」は、介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援の事業者の指定及び指定基準を定める条例の制定が、県から介護保険者の事務となったことに伴い、新たに条例を制定するものであります。

本広域連合で制定する条例につきましては、佐賀県の条例の内容を踏襲し、暴力団排除の基準や厚生労働省の基準省令で定める基準を条例の基準とすることなどを定めております。

第25号議案「佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例」は、介護保険法施行令の一部改正により、介護保険料に係る規定の改正がなされているため、当該政令との整合性をとる改正をするもので

あります。

第26号議案「佐賀中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正がなされているため、同法との整合性をとる改正をするものであります。

第27号議案「佐賀中部広域連合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員に関する規定の改正がなされているため、当該条例の主任介護支援専門員に関する規定の改正をするものであります。

第28号議案「佐賀中部広域連合指定介護予防支援の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、今回、制定する「佐賀中部広域連合指定居宅介護支援等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例」に規定の内容を合わせるため、暴力団排除の基準の追加などの改正をするものであります。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○中野茂康議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○中野茂康議長

これより、議案に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、これをもって質疑は終結いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

○中野茂康議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を開始いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

○中島慶子議員

おはようございます。多久市の中島慶子でございます。通告していました介護行政、7点について質問をさせていただきます。

7年後の2025年は、戦後の団塊の世代全員が75歳以上になられる年であり、この世代は2015年国勢調査によると約638万人と突出して多いわけです。この世代の高齢化が進むため、医療や介護

サービスの需要が急増し、費用も大幅に膨らむと懸念をされています。

一方では、生産年齢人口の減で支え手の減少もあり、2025年に向けて国は医療・介護の制度改革、見直しを進め、在宅重視の方向性にあります。介護が必要な度合いは、制度上、7つの段階に分かれておりますが、2015年の介護保険制度改革によって、このうち軽度とされる要支援1と2の通所介護、デイサービスと、訪問介護は市町が担う仕組みに移行されています。これにより住民組織の立ち上げ、ゼロからの出発は容易ではなかったと思いますが、地域住民同士で支え合うボランティア組織や、NPO法人を立ち上げてもらい、高齢者の集いやすいサロン運営や、介護予防、健康維持体操などを担ってもらう。参加者の中には認知症発症の高齢者も少なからず含まれている現状にありますが、地域での見守りにつながるお互いさまの近所力発揮の地域住民の主体的な活動が始まっています。

介護保険制度は2000年、皆の共通の不安である介護を社会全体で支える仕組みとして、導入から18年、利用者負担一律1割だった当初でありましたが、この2015年から一定の所得がある人は2割、それからことし8月1日、高所得者はさらに3割に引き上げられました。

中部広域連合でも高齢者の増加に伴い、要介護認定者や介護サービス費増加で、第7期は保険料基準額を5,960円、御存じのように前期より690円増となり、多くの高齢者は年金収入での生活であり、負担増には厳しいとの声も聞こえています。

高齢者介護が抱える諸問題は多くありますが、保険料や利用者負担額の上昇、介護人材の不足、家族の介護支援を受けられない単身者の高齢者の増加、2025年には高齢者の5人に1人が認知症と予測をされ、また、さきの災害では一人での移動が困難な高齢者が避難できなかったことで亡くなられた痛ましい災害の現実がありました。

諸問題の対策については、一問一答にて質問をさせていただきます。

高齢への道は誰しもの通る道、他人事ではありません。介護が必要となっても、その人らしく暮

らし続けることのできる社会の構築を目指し策定されました第7期の介護保険事業計画に沿って、4市1町の広域連合圏内の介護運営がなされていきます。

それでは、1点目の質問になります。

第7期介護保険事業計画策定に当たって実施の高齢者要望等実態調査、広域連合圏内65歳以上の高齢者1万6,822人に調査をし、1万1,398人の回答数、回答率67.8%から見えた状況についてお尋ねをし、総括といたします。御答弁方よろしくお願いをいたします。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。

本広域連合では、平成29年度に第7期介護保険事業計画を策定しております。介護保険事業計画の策定に当たっては、厚生労働省告示の「介護保険事業に係る保険給付費の円滑な実施を確保するための基本的な指針」によって、要介護者等地域の実態の把握に努めることとなっております。

この指針では、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、被保険者の心身の状況、その置かれている環境、その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査の実施に努めるものとなっているため、本広域連合では、平成28年10月1日を基準日として、高齢者要望等実態調査を実施しております。

この調査では、本広域連合圏域内の65歳以上の高齢者を、要支援または要介護認定の有無や、在宅者か施設入所者かなどの5つの区分に分けて抽出し、合計で約1万1,400人の高齢者から回答をいただいております。

調査内容としては、家族や生活状況、運動・外出、社会参加、健康、介護や介助などに関し、100を超える質問にお答えいただいております。

この調査によって見えてくる高齢者の状況として、調査結果の概要を第7期介護保険事業計画に掲載しておりますが、その主なものとしたしましては、高齢者の機能低下は、階段昇降、排尿、歩行から始まっていること、介護状態になった主な原因は、認知症、骨折・転倒、脳卒中が多いこと、

自分だけで生活することが難しくなったときの住まいでは、自宅で暮らしたいという割合が最も多いことなどの高齢者の状況が見えてきております。

○中島慶子議員

答弁をいただきましたように、本当に多岐にわたる生活全般の調査項目、約1万1,400人分の結果から見えた状況、主なものとしての3点の御報告をいただきました。広域連合圏内の高齢者の現状として捉えさせていただきました。

次からは一問一答の質問に入らせていただきます。

その高齢者要望等実態調査から、第7期事業計画に反映されたことについてお尋ねをいたします。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

議員の御質問にお答えいたします。

高齢者要望等実態調査から見えてきたものとして、以前からの各事業計画期における調査でも同様でしたが、住みなれた地域、住まいで暮らし続けたいという高齢者が多いことが見てとれます。そのためには、できるだけ長く健康であり続けることや、高齢者の生活を支える地域社会を構築していくことが必要になってきます。

こういった高齢者要望等実態調査から見えてきたことを反映して、第7期介護保険事業計画では、「地域包括ケアのための地域づくり」において、自立支援、介護予防・重度化防止の推進、認知症施策の推進、生活支援体制の整備、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の推進、生きがいくくりと社会参加の推進といった取り組みを進めることとしております。

○中島慶子議員

6項目の施策を今述べていただきました。高齢者の立場に立った計画として、必要なサービスを提供する円滑な運営は、高齢者の在する構成市町との密な連携によってさらに進化をしていくのではと思っております。高齢者の安心につながる事業にと願っております。

次に、2点目に入らせていただきます。

中部広域連合圏内の介護の今の状況についてお尋ねをいたします。高齢者数、介護認定者数・認定率、受給実人数・受給率、介護が必要となった

主な原因、要介護別の施設・在宅利用者割合についてお尋ねをさせていただきます。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

本広域連合での高齢者数、認定者数、利用者数等に関する御質問ですが、平成30年3月の状況でお答えいたします。

高齢者の人口は9万5,626人です。

次に、認定者数は、要支援・要介護合わせて1万9,108人で、その認定率は20%になります。

次に、受給者、サービスの利用者の実人数は1万3,898人で、その受給率は72.7%になります。

次に、介護が必要となった主な原因ですが、平成29年の1万8,503件の認定申請の原因疾患についての分析をしておりますので、その分析からお答えいたします。

原因疾患で多い順としては、1位が認知症で29%、2位がリウマチなどの関節疾患で16.9%、3位が脳卒中などの脳血管疾患で13.5%、4位が骨折・転倒で10.6%と多くなっております。

次に、要介護度ごとの施設、居宅の利用者割合ですが、要介護1では施設が6.4%で居宅が93.6%、要介護2では施設が13.7%で居宅が86.3%、要介護3では施設が32.3%で居宅が67.7%、要介護4では施設が49.8%で居宅が50.2%、要介護5では施設が61.8%で居宅が38.2%になっております。

○中島慶子議員

答弁の数値から高齢者人口に占める要介護者の認定率は、全国平均が2017年は18.1%、それから、さらに進んで2025年は21.3%と推計をされているというような形で新聞に報じられておりました。ですが、中部広域連合圏内は既に現状20%の認定率であり、また、介護度別での在宅パーセントの高さの状況を知ることができました。

ひとり暮らし高齢者世帯がふえている現在であり、改めて自立支援、それから介護予防、重度化防止の推進は、さらに重要になると受け取りをさせていただきました。このようなデータをもとに次の質問に進めてまいります。

次に、3点目に進みます。

7年後の2025年、770万人が要介護者になると推計をされています現在、中部広域連合圏内も要

介護者の割合が増し、サービスによる経費が伸びる見通しにあると思いますが、対策についてお尋ねをいたします。よろしくお祈りいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

第7期介護保険事業計画では、課題の一つとして、「自立支援、介護予防、重度化防止の推進」を掲げています。そして、その推進を目的とする施策の一つとして、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の充実に努めていきます。

総合事業は、要支援者等を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」で構成されています。

要支援者等の軽度者に対する自立支援や悪化防止のための取り組みや高齢者が要介護状態となることを予防する取り組みなどを推進することで、結果として給付費等の費用抑制にもつながるものであると考えております。

○中島慶子議員

ただいま答弁をいただきましたような形で費用の抑制にもつながっていくという広域連合の答弁がございました。そこらあたりに力点を置いて費用の抑制にも力を注いでいただきたいと思っております。

続き、4点目の質問になります。

軽度者への訪問・通所介護サービスは、介護保険給付から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することになりましたが、移行状況はどうなっていますか。平成30年2月議会の白倉議員の質疑には66%との答弁があったのではないかと記憶をさせていただいておりますが、お尋ねをいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

第6期においては、全国一律の予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、介護予防事業と一体となって総合事業として再構築をいたしました。

本広域連合では、平成29年4月から総合事業を開始しましたが、既に予防給付の訪問介護や通所介護を利用されていた方につきましては、要支援認定の有効期限が切れ、更新申請をされた時点か

ら順次、総合事業に移行していただきました。そして、平成29年度末におきましては、全ての方が総合事業に移行しております。

○中島慶子議員

先ほどの答弁で全ての移行が済んだというような答弁をいただいております。広域連合圏内でのサービスの状況は、その後どのように変わっていくのか、お尋ねをいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

平成29年度は総合事業への移行年度であったため、介護サービス事業者や地域包括支援センター等の業務に混乱が生じないように、予防給付で実施していた従来の訪問介護や通所介護に相当するサービスのみを実施しました。

この相当サービスは、広域連合が実施主体となり提供するものであり、域内4市1町における共通サービスです。そして、10月1日からはこの相当サービスに加えて、広域連合が実施主体となる新たなサービスメニューを追加する予定としております。

新たなサービスメニューといたしましては、掃除や洗濯、調理などの生活援助のみを提供する生活援助型訪問サービスと、運動器の機能訓練を主とし、短時間でサービスを提供する運動型通所サービスを予定しております。これらのサービスは、相当サービスの人員基準等を緩和した基準によるサービスで、利用料も相当サービスより低い額を設定しており、要支援者等にとっては、心身状態やニーズに応じて選択できるサービスの種類がふえることとなります。

また、第7期では、広域連合が実施主体となる共通サービスに加えて、住民主体のサービスなど、構成市町の実情に応じたサービスを構成市町ごとに追加していく予定としています。

この構成市町が主体となるサービスの全体的な運用開始は、平成32年度を目標としていますが、一部の市町においては今年の10月1日から試行的に実施する予定としています。

○中島慶子議員

ただいま10月1日から相当サービスの基準を緩和した新しい共通サービスが追加する予定である

という答弁をいただきました。

もう一点の質問になります。軽度者の社会参加を通じた介護予防はとても大事であり、できる限り長く高齢者が自立した日常生活を送るための支援も重要だと考えます。一般介護予防事業における広域連合圏内の状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

一般介護予防事業を実施する構成市町においては、運動教室等を実施するだけではなく、教室終了者の自主グループ化など住民が運営する通いの場づくりを見据えた事業展開を行っています。

この住民が運営する通いの場づくりや、その拡充につきましては、地域の力をかりながら進めていく必要があるため、構成市町ごとに地域の実情に応じた取り組みを進めているところです。

本広域連合といたしましても、そのような構成市町の取り組みをバックアップするために、今年度からリハビリテーションの専門職を介護予防推進員として広域連合に配置しました。そして、構成市町からの要請に応じ、住民主体の通いの場に介護予防推進員を派遣し、運動方法の具体的な指導や介護予防に関する講話等を行っています。

本広域連合といたしましては、この派遣事業によって通いの場における介護予防の効率性や継続性を高めることで構成市町が推進する高齢者の通いの場づくりなどのさらなる充実を図っていきたいと考えております。

○中島慶子議員

ただいま今年度から介護予防推進員という専門職を配置する、自主グループの支援など、市町事業のバックアップに努めるという答弁がありました。そこら辺をもうちょっと詳しく御説明いただけませんかでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

この事業につきましては、今年度から市町での通いの場での事業をされております市町の自主グループに対しまして、こちらの広域連合のほうから運動指導員を派遣いたしまして、講話等、それから、運動の指導等を行っているところです。

○中島慶子議員

素人集団での地域の通いの場の中に専門指導員が入って、効率的な介護予防の動きにつながっていくというような状況をつくり上げていかれるという状況でしょうか。そういう形になるわけでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

議員のおっしゃるとおり、地域のほうに自主グループの推進をいたしまして、活動が根づくような事業に展開をしていきたいと考えております。

○中島慶子議員

次に、5点目に入ります。認知症についての質問になります。

認知症の問題も本当に深刻さを増しています。広域連合圏内の現状はどのようになっているか、お尋ねをさせていただきます。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

認知症の現状につきましては、介護認定の基本調査において、認知症高齢者の日常生活自立度の判定を行っています。そして、認知症の状況は、介護認定を受けている方の日常生活自立度で見ることができます。

この判定基準のうち、認知機能の低下により、「日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる」場合、その日常生活自立度はランクⅡになります。議員がお尋ねの認知症の現状につきましては、日常生活自立度がランクⅡ以上と判定された要介護等の認定者数の推移でお答えをいたします。

平成28年3月末の要介護等認定者数は1万8,471人で、このうち、日常生活自立度がランクⅡ以上の方は1万1,357人です。平成29年3月末の認定者数は1万8,793人で、このうち、自立度がランクⅡ以上の方は1万1,523人です。そして、平成30年3月末の認定者数は1万9,108人で、このうち、自立度がランクⅡ以上の方は1万1,697人となっております。

全体的に申し上げますと、要介護等認定者のうち、約6割の方が認知機能の低下により日常生活自立度がランクⅡ以上の方となっております。

○中島慶子議員

今、数値の報告をいただきました。平成28年、29年、30年3月31日、近い数字でいきますと1万9,108人の認定者数、それから、ランクがⅡ以上というのが1万1,697人、本当に3年間の数値を見ましても、数的なところで上がってきておまして、6割の方がランクⅡ以上であるということで、本当に地域の中でもいろんな生活の支障等々が出ておいでになる方がふえてきたという現状を数的なところで捉えさせていただきました。

同じくですが、現在約500万人、さらには高齢化が進み、5人に1人に当たる700万人が認知症を患う人がふえると推測される現在の社会にあって、誰もが身近に考えねばいけない課題となってきました。認知症の人やその家族を支援するための施策の推進についてはどのようになされていますか、お尋ねをいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

第6期の制度改正では、「認知症総合支援事業」が新たに地域支援事業に位置づけられました。この「認知症総合支援事業」は2つの事業から成っており、1つが「認知症初期集中支援推進事業」で、もう一つが「認知症地域支援・ケア向上事業」です。

まず、「認知症初期集中支援推進事業」ですが、この事業は認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としております。

この認知症初期集中支援チームは、認知症に関する専門の医師と認知症の医療や介護における専門的な知識や経験を有する2名以上の専門職で構成されます。構成市町においては、全ての市町に認知症初期集中支援チームを設置し、運用を開始しています。

続きまして、「認知症地域支援・ケア向上事業」についてですが、この事業は認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症の人やその家族への支援体制の構築を図ることなどを目的としています。この事業で配置する認知症地域支援推進員は、地域における関係機関の連携体制の構築や、認知症の人やその家族を支援する相談業務

等を行います。平成28年度は構成市町において、担当部署内に推進員を配置し、平成29年度には民間法人が設置する地域包括支援センターに推進員を配置したところです。第7期では第6期中に体制整備を図ったこれらの事業の充実に向け、構成市町ごとに取り組みをさらに推進していくこととなります。

○中島慶子議員

構成市町に認知症地域支援推進員を配置して対応に当たっていく、その充実に第7期は努めていくという答弁をいただいたかと思います。

地域の中のこの推進員では、数的に増加をする傾向の中で、十分な働き、動きをしていただく対応等をするためには、推進員の配置というのは各市町何名ぐらいの体制で配置をされているのか、それから、増員の可能性はないのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

平成28年度につきましては、構成市町が主体となる地域包括支援センターのほうに配置をしております。

それから、平成29年度は各法人が運営する地域包括支援センターに配置をしております。1名ずつ配置をしておりますので、全体で22名となっております。

○中島慶子議員

現在22名で認知症の対応の支援をしているという状況の答弁がありました。

続いてですが、認知症の方は環境の変化に弱いために、住みなれた地域で顔なじみの人と暮らすことがケアの基本と言われております。認知症による徘徊で、行方不明の事例も多く出てきております。現状でどのような対応策が中部広域連合圏内でなされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

それと、認知症を発症した初期の段階での対応というのが大変に効果を奏してくるというようなお話も聞きます。ここら辺もちょっとお尋ねをさせていただきます。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

認知症の人やその家族が安心して暮らすために

は、認知症の人も含む高齢者に優しい地域づくりを推進することが重要です。このため、全ての構成市町では、認知症サポーターの養成に取り組み、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発の推進に努めています。

また、構成市町独自の事業としては、認知症を含む高齢者を見守るためのネットワーク事業等に取り組んでおり、その事業内容等は地域の実情に応じたものとなっています。

主な事業としては、薬局、コンビニ、新聞販売所など地域の民間事業者も巻き込んだ見守りネットワーク事業や、高齢者の顔写真や緊急連絡先などを登録し、登録者に登録番号が入ったキーホルダーを配付する見守りキーホルダー事業などがあります。このように、地域における高齢者の見守り事業等を推進することで、行方不明となる方の防止や早期発見などの対応にもつながるものと考えています。

○中島慶子議員

キーホルダー事業等々がなされているというところで、各市町の事業としていろいろ組み立てがなされて、対応がなされる状況のお話でしたが、続きもう一点です。独居や高齢者のみの生活者が大変に多くなってきております現在、認知症を発症したときの発見自体が、本当に重度になってわかってしまう状況がある状況です。

認知症不明者が、昨年度は1万5,863名と全国で5年連続1万人を超える不明者が出ているという警察庁のまとめがありました。徘徊中の事故は全国で発生をし、家族が高額な損害賠償を請求された事例も社会問題として大きく取り上げられました。そのような事例もあります。安心して地域で暮らせる体制を整えるとして、家族への賠償支援等々できないか、そこらあたりをお尋ねさせていただきます。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

認知症による徘徊中の鉄道事故等で第三者に損害を与えた場合、多額の損害賠償請求を受けるケースも想定されます。そのため、賠償責任を負った場合の損害賠償金や訴訟費用等を補償する個人賠償責任保険を開発・販売する民間の損害保

険会社も見受けられるところです。

このような中、議員がお尋ねのように市町村が公費を用いて民間の損害保険を活用した賠償支援に取り組む事例はございます。

例えば、認知症による徘徊のおそれがある高齢者を被保険者とし、踏切事故などにより第三者に負わせた損害を補償する賠償責任保険に市町村が保険契約者となり加入するものです。

ただし、このような支援策は地域支援事業ではメニュー化されていない事業であり、市町村の福祉事業として取り組まれているようです。したがって、広域連合が介護保険者としてこのような支援策に取り組むことは、現状といたしましては難しいと考えております。

○中島慶子議員

現状としたら大変に難しいという答弁が戻りました。調べてみますと、まだ全国的には本当に少ない市町の加入があっているようです。徐々に市町の取り組みとしてふえてきている状況にあるようです。年間1,500円ぐらいの保険料、家族から幾らか出資をしてもらって、あとは助成をするというようなところもあるようです。近場では久留米市、それから、県外のほうでは神奈川県大和市、愛知県大府市、栃木県小山市等々の事例が調べ中で出てきました。地域支援事業のメニュー化はないという答弁ですので、これ以上の質疑は難しいのじゃないかと思えますけれども、本当に大変な社会問題にもなる事例も出てきておりますので、そこらあたりを市町の事業として組み入れができていない状況もありますので、お尋ねをさせていただきます。

次に、6点目に入ります。介護保険をめぐるこれからの大きな問題として、介護人材の不足や低賃金や重労働のイメージから若い人が福祉のほうを敬遠しがちだということで介護人材がふえない状況が出てきております。また、さらには介護職離れの問題が取り上げられている現在です。

広域連合圏内の介護人材の現在の状況はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

本広域連合における介護人材の状況につきまして

ては、実態調査等を独自には行っておりませんので、本広域連合圏内における離職者数などの把握はできておりません。

しかしながら、佐賀県内の状況につきましては、公益財団法人介護労働安定センターが実施している「事業所における介護労働実態調査」がありますので、その調査結果を参考にすることができると考えております。

この調査における平成29年度の佐賀県内の介護人材の状況については、「大いに不足」「不足」「やや不足」と答えた事業所が56.7%で、介護事業所の半数以上が人材不足と感じている結果となっております。

全国平均の66.6%より下回っておりますが、近年の状況としまして、平成27年度が47.2%、平成28年度が53.6%と年々増加傾向にあります。

○中島慶子議員

ただいま御答弁の中にありましたように、年度を重ねるごとに不足である状況が出てきております。現在、56.7%の介護人材の不足を訴える事業所が出てきているというところの答弁をいただきました。

続きますが、中部広域連合圏内における介護人材不足による事業所の廃止や休止の状況はあるのでしょうか。そこら辺をお尋ねさせていただきます。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

人材不足により廃止・休止した事業所数は、正確にはわかりませんが、平成29年度の廃止事業所31件のうち、7件が人員に関する理由で届け出をされております。

また、休止事業所30件のうち、24件が人員に関する理由で届け出をされております。

○中島慶子議員

確かに報道等々も見まして、休止の事業所が出たという状況は本当に大きな報道として取り上げられておりますが、現実的に私たちのこの中部広域連合圏内にも、そのような形で24件、休止事業所30件のうち24件がそのような理由で届け出が出ているという現実を改めて感じております。

次に、介護人材に関する理由で、事業所が廃止になり、休止したりしていると今答弁をいただき

ましたが、適切な人材の確保があつて充実の介護につながると思います。介護サービスの提供に影響はないのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

介護保険サービスを行う指定事業所は、事業所を休止しようとするときや廃止しようとするときは、休止・廃止をする1カ月前までにその旨を中部広域連合に届け出ることとなっております。

また、サービスを受けていた利用者に対しては、「他の事業所の紹介を行う」、「ケアマネジャーとの連絡調整を行う」などの継続的なサービスの提供のための便宜を図ることが義務づけられていますので、休止や廃止の届け出を受理する際には、サービス利用者への対応を確認するようにしております。

また、本広域連合では、事業所の廃止と同じぐらいの数の新規指定が行われていますので、現時点ではサービス事業所の不足により介護サービスの提供に影響を及ぼすといった状況には陥っていないと考えております。

しかしながら、介護人材の確保は安定的な介護サービスの提供のためには必要不可欠なものであるため、対応すべき課題と認識しております。

○中島慶子議員

現状のところは、影響を及ぼすことはないという御答弁がありましたけれども、ふえてくる形の中では、介護難民が出ない対策というのは絶対に必要だと思うところです。

介護人材確保に向けて、広域連合としてどのような対策をとってあるのか、そこら辺をまたお尋ねをさせていただきます。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

本広域連合では、介護報酬の処遇改善加算制度の活用促進や、介護サービス事業所の適切な運営に係る助言・指導等を行うことにより、介護職員の離職防止に取り組んでいます。

また、国や県が実施する介護人材確保の取り組みに対して、積極的な協力・連携を行っています。

○中島慶子議員

さらにもう一点続きます。介護人材確保の対策として、処遇改善加算の活用促進を行っている

いう答弁がありました。その実績はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

介護職員処遇改善加算は、介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算であります。

現在の加算の区分は加算1から加算5までの全5区分であり、より多くの要件を満たすことで上位の加算区分を取得することができます。

厚生労働省が行った介護従事者処遇状況等調査によりますと、平成29年4月の介護報酬改定で拡充された加算1を取得した事業所における介護職員の平均給与額について、平成28年と29年を比較しますと、月額1万3,660円の増との結果になっています。

本広域連合における平成30年度の処遇改善加算の取得状況につきましては、処遇改善加算の対象となる502事業所のうち、444事業所から届け出がされており、届け出た事業所の約4分の3が最も上位区分である加算1を取得しておりますので、介護職員の処遇改善については一定の効果があるものと考えております。

○中島慶子議員

近年、この福祉系の職業に対しての処遇改善というのは、本当に国のほうも力を入れていただいて、結果的にはいい形に結びつきがっているのではないかと思うところで、ただいまのお答えのように、一定の効果があったとの答弁が出ました。説明の中には、502事業所のうち、444事業所から届け出がありというところがありました。残りの数値的な形でいけば58の事業所は、ここに上っていくには要件があるかと思えますけど、この要件が満たされていないという状況、ここらあたりの指導等々はなされているのか、お尋ねいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

処遇改善加算につきましては、広域連合のほうより事業所のほうに周知をしております、事業所の実地指導の折にも人的な確保についての指導の関係での御相談等を受けて対応しているところです。

○中島慶子議員

満たす指導はなされているというお答えをいただきました。職場の職員、人材の方にマイナスのいかない形の早目の処遇改善の中に入られる状況がなからんといかんと思うところでお尋ねをさせていただきます。

最後の7点目になりますが、独居高齢者が多く、また一人での移動が困難等々の弱者である要介護者への災害時の対応ということを最後にお尋ねさせていただきます。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

災害時の対応につきましては、構成市町の事務であるため、本広域連合においては、独自の取り組み等は行っておりません。しかしながら、本広域連合においては、介護事業所への実地指導の中で、非常災害時の対応についても確認、指導を行っております。

この介護事業所での非常災害時の対応につきましては、国の基準省令において一定の基準が定められており、非常災害対策計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、職員への周知、避難訓練の実施などについて、確認、指導を行っております。

○中島慶子議員

直接的には中部広域連合の状況は、先ほど説明をいただきましたような形の指導体制を行っているという状況で、在するところの市町の災害対策、災害等々の中に組み入れをなされて動かされていくという状況で理解をしていく点でよろしいでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

議員より御発言がありましたように、災害につきましては市町の防災計画により、災害の危険箇所からの避難等の指示等が出されているところでございます。

○中島慶子議員

想定外の災害というのが本当に今多発している中で、健常者であっても大変な対応に迫られるという状況がある中で、やはり災害弱者という、守る立場の私たちにとったら大事な部分だと思ってお尋ねをいたしました。市町の災害計画の中で動

かされていく、重要なところだと思います。ありがとうございます。

広域連合、それから構成市町、関係団体とのよりよい連携、協力体制で適切な、今全般的なことをお尋ねさせていただきましたけど、適切な介護行政、円滑な運営を願って、7項目、16点の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉定次でございます。通告により大きく2問、消防行政と介護保険第7期の課題について、初めに総括質問をさせていただきます。

まず消防行政についてであります。

さきの7月6日からの西日本各地を襲った記録的集中豪雨は、我が佐賀県も含め、広島、岡山、愛媛の3県を中心に15府県で死者は225名を上回り、平成に入り最悪の豪雨災害となったところであります。佐賀県においても2名の死亡者を出すなど、大惨事は記憶に新しいところであります。

そこで、各市町では自主防災訓練や自主防災組織など自分の命は自分で守るという活動がなされています。自主防災の基本は市町の取り組みということとは十分承知しておりますけれども、各消防署単位でどれぐらいの出動要請があっているのか、訓練内容や規模等がわかればお答えいただきたいと思っております。

自主防災は市町で温度差があるかもしれませんが、各首長は住民の生命、財産を守る責務があると思っております。そして、それを支援するのが消防行政だと思っております。今日の異常気象では命を守る自主防災活動は欠かせません。わかる範囲で過去3年間の各署の出動実績をお答えいただきたい、このように思っております。

次に、こうした災害時の避難でどうしても逃げおくれるのが高齢者であります。7月の西日本豪雨災害でも、65歳以上の高齢者の逃げおくれでの死者の割合は多くなっています。老人施設等の指導等はどうなっているのかお尋ねをいたします。

次に、3年前の新潟県糸魚川市での住宅火災は、瞬く間に強風にあおられ、糸魚川市大町の一帯約4万平方メートル147棟の焼損、うち120棟が全焼

ということで、被害総額は推定約30億円という大火災となりました。この火の元はラーメン店でのコンロに火をかけたまま外出したことでありますけれども、そこで、小規模飲食店の火災対策はどうなっているのか、また、それに対する広域消防局の対応についてお尋ねをします。

消防行政の最後の総括質問として、ドローンによる災害対策について質問をいたします。

ドローンの有効活用は言うまでもありません。あらゆる分野に活用されています。もちろん災害対策のドローンも開発をされています。

そこで、広域消防局でのドローンの配備状況についてお尋ねをいたします。

あとは一問一答といたします。

次に、大項目の介護保険第7期の課題について総括質問をいたします。

勉強会でも質問がありましたけれども、まず平成29年度に行った不納欠損額が3,757万円と大きく、未納額も平成28年度6,062万円と大きく膨らんでいます。高齢者の増加や、第7期の課題として保険料や利用料などの高齢者の負担もふえざるを得なくなり、滞納などの問題も一層深刻となることが予想されます。こうしたことから、これらの課題にどのように対処されるのか、これらの課題についての現状と課題についてお尋ねをいたします。

次に、介護サービスの利用料について、8月1日から一定以上の所得者については2割から3割負担となりました。今回は所得の高い人となっておりますけれども、非常に危惧するのが、次の第8期でも保険料の値上げや介護サービスの利用料の値上げなどが予想されます。そうしたことから、今回の2割から3割負担増でのこれらについての影響と対策はどうされるのか、お尋ねをいたします。

最後に、グループホームなど小規模事業所の新規参入状況についてお尋ねをいたします。

今日、医療機関での介護サービス参入が目立っています。それはそれでいいのですが、患者というか、介護サービス利用者の囲い込みという表現が適切かどうかわかりませんが、こういうことが

一層強まっている感じが拭えません。こうした状況が進行すれば、医療機関に介護サービスも集中すると、限られた施設でのサービスが受けられなくなり、資本力が弱い小規模施設は淘汰されていくのではないかと。そうなりますと、国の在宅方針と相まって所得の厳しい人はただでさえサービスを受けられなくなっていくのではないかとという危惧があります。もちろん資本にゆとりがない施設運営は厳しいというのはわかっておりますけれども、本来の介護サービスは、受きたいサービスを身近に受けられることが本来の介護保険制度だというふうに思います。

そういった意味で、資本力の弱い小規模事業者の新規参入についてお尋ねをいたします。

あとは一問一答といたします。

○野田博嗣予防課長

それでは、議員の御質問の中で、私のほうからは、消防行政についてのうち1点目の「各市町での自主防災の訓練内容・規模等への支援状況」、2点目の「老人施設等への指導状況」及び3点目の「小規模飲食店等への火災予防対策について」お答えいたします。

まず1点目の「各市町での自主防災の訓練内容・規模等への支援状況」ですが、自主防災組織への対応につきましては、議員がおっしゃるとおり、各市町が主体となって実施されております。

自主防災組織や地域住民の方々の訓練に対しては、各市町、消防団、消防署からの単独または連携した指導となりますが、各消防署におきましては、要請があれば訓練の規模の大小にかかわらず出向き、指導を行っております。

訓練内容の主なものとしましては、防火講話、消火訓練、AED取扱訓練などで、消防にかかわる部分について指導、支援を行っているところで。

指導状況の過去3年間の各消防署における実績につきましては、平成27年度は佐賀消防署25件、多久消防署3件、南部消防署18件、北部消防署3件、小城消防署5件、神埼消防署1件の計55件、平成28年度は佐賀消防署26件、多久消防署1件、南部消防署19件、北部消防署5件、小城消防署7

件、神埼消防署4件の計62件、平成29年度は佐賀消防署17件、多久消防署4件、南部消防署10件、北部消防署1件、小城消防署7件、神埼消防署3件の計42件となっております。

今後も引き続き各市町及び消防団との連携をとりながら、自主防災組織等に対する支援をしていくこととしております。

次に、2点目の「老人施設等への指導状況について」ですが、平成18年に長崎県大村市で発生した「グループホームやすらぎの里」の火災を初め、老人施設等の痛ましい火災事故が相次いで生じたことを踏まえ、本消防局では法令改正等による消防用設備等の設置指導及び年2回以上の消防訓練の実施指導のほか、就寝を伴う施設におきましては、1年に1回防火管理、消防用設備、避難施設、火気使用設備などの管理状況を確認する立入検査を実施しているところです。また、デイサービスなどの就寝を伴わない施設におきましては、3年から5年をめぐりに1回以上の立ち入り検査を実施しております。

次に、3点目の「小規模飲食店等への火災予防対策について」ですが、新潟県糸魚川市の大規模火災を受け、総務省消防庁は、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」において、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を重ね、平成30年3月28日、消防法施行令等の改正を公布いたしました。この改正では、温度センサーなどの防火上有効な措置を講じられていない設備や器具を用いる飲食店等は面積にかかわらず消火器の設置対象とし、平成31年10月1日から施行することとされたところです。

これを受け、現在、本消防局におきましては、対象となる小規模飲食店等の把握、実態調査及び法令改正等の周知を行うなど火災予防対策に取り組んでおります。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

私のほうからは、議員御質問の消防行政の4点目でありますドローンの配備状況についてお答えします。

近年、無人航空機、いわゆるドローンは「空の

産業革命」と言われるほどさまざまな分野で注目されており、消防防災分野におきましては、平成30年1月に総務省消防庁により「消防防災分野における無人航空機の活用の手引き」が取りまとめられ、火災対応、救助活動、情報収集などでの活用事例が紹介されております。

実際に平成28年4月の熊本地震における行方不明者の捜索や平成29年7月の九州北部豪雨での被害状況の確認などでその有用性が示されたこともあり、導入に向けた検討を進める消防本部が多くなっている状況であります。

ここで総務省消防庁が取りまとめた本年6月1日時点の調査結果をもとに全国の保有状況をお示ししますと、728本部のうち116本部がドローンを保有しており、その保有割合は約16%となっております。

九州各県の主要な消防本部では大分市と宮崎市がドローンを保有しており、佐賀県内では本局以外に保有している消防本部はございません。また、昨年度に総務省消防庁から佐賀県消防学校に対し消防団員の教育用資機材としてドローンが無償貸与されており、今年度には東京消防庁のほか全国の政令市の消防本部に対し無償使用制度によるドローンの配備が決定しているところであります。

こうした動きを受けまして、本局におきましても、大規模災害時の情報収集や山間部における行方不明者の捜索等での活用を目的として平成30年3月にドローンを1機佐賀消防署の指揮隊に配備し、操縦者に対する教育、運用要領の策定などの準備期間を経まして、本年7月1日から運用を開始しているところであります。

なお、運用体制につきましては、指揮隊の隊員10名を運用要員に指名いたしまして、ドローンを飛行させる場合には原則として2名以上で実施することとしております。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

続きまして、私のほうからは介護保険の滞納についてお答えいたします。

第1号被保険者における滞納状況ですが、平成29年度における状況で説明させていただきます。

まず現年度分は、年金からの天引きで納付され

ております特別徴収につきましては、調定額55億4,422万円、収納額55億4,422万円と同じで、収納率は100%となっております。滞納額は出ることはありません。

また、納付書払いや口座振替で納付されている普通徴収につきましては、調定額5億1,491万円、収納額4億4,484万円、収納率86.39%と対前年比0.81ポイントの増となっており、普通徴収の調定額から収納額を差し引きました滞納額は7,006万円となっております。

特別徴収と普通徴収を合わせた全体では、調定額60億5,914万円、収納額59億8,907万円、収納率98.84%、対前年比0.1ポイントの増となっております。

現年度分の滞納額については、近年の状況を申し上げますと、平成27年で7,964万円、平成28年度で7,483万円、平成29年度で7,006万円となっております。

次に、平成28年度以前に賦課を行いました滞納繰り越し分につきましては、調定額1億6,105万円、収納額4,163万円、不納欠損額3,757万円、収納率25.85%、対前年比0.97ポイントの増となっております。

滞納繰り越し分の滞納額について近年の状況を申し上げますと、平成27年度1億3,653万円、平成28年度1億2,861万円、平成29年度1億1,941万円となっております。

滞納額につきましては、現年度分、滞納繰り越し分ともにわずかではございますが、近年、減少している状況となっております。

また、滞納者の実人員を現年度分、滞納繰り越し分を合わせまして申し上げますと、平成27年度2,605人、平成28年度2,473人、平成29年度2,330人となっており、滞納額同様に近年は減少している状況となっております。

これら滞納につきましては、滞納者に合ったそれぞれの滞納対策を現在、実施しているところでございます。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

続きまして、利用者負担割合に関する質問にお答えをいたします。

介護保険サービスを利用した場合の利用者負担割合は原則1割、一定以上の所得がある方は2割とされていましたが、平成30年8月1日からは、特に所得が高い方については負担割合が3割になりました。これは、世代内・世代間の負担の公平性を確保しつつ介護保険制度の持続可能性を高める観点から、負担能力に応じた負担となるように見直しが行われたものです。

3割負担となる方は基本的に合計所得金額が220万円以上の方となりますが、世帯内における65歳以上の方の年金収入等の合計金額によっては2割負担または1割負担になる場合もあります。また、64歳以下の第2号被保険者の方については、これまでどおり一律1割負担となっております。

利用者負担割合は、前年中の所得に基づき毎年8月1日を基準日として判定を行います。そして、判定した負担割合を記載した負担割合証を要支援、要介護認定等を受けている方全員に交付しています。

今年の8月に負担割合証を交付している件数は全部で1万9,650人です。このうち議員がお尋ねの3割負担となった対象者は483人となっております。

続きまして、3番目のグループホームなどの小規模事業所の新規参入の推移についてお答えをいたします。

まず、介護保険サービスの事業所には通所介護や訪問介護、福祉用具の貸与・販売などを行う居宅サービス事業所やケアプランの作成業務を担う居宅介護支援事業所などがあり、それらを運営する法人は社会福祉法人や医療法人、株式会社など法人の種別や規模は一様ではありません。また、高齢者が住みなれた地域での生活を続けるために、比較的小規模な施設において提供されるグループホームなどの地域密着型サービス事業所についても、それらを運営する法人の種別や規模はさまざまです。

社会福祉法人・医療法人以外の法人には株式会社や有限会社、合同会社などがあり、そのほとんどが比較的小規模な法人です。新規指定の状況について、近年の状況を法人別に申し上げますと、

平成27年度は社会福祉法人、医療法人が運営する新規指定事業所が7件、それ以外の法人が運営する新規指定事業所が14件、平成28年度は、社会福祉法人、医療法人が運営する新規指定事業所が10件、それ以外の法人が運営する新規指定事業所が27件、平成29年度は社会福祉法人、医療法人が運営する新規指定事業所が12件、それ以外の法人が運営する新規指定事業所が15件となっており、社会福祉法人や医療法人に偏ることなく小規模な法人も新規指定を受けております。

次に、事業所の新規参入について、本広域連合圏域内に新たに事業所を設置する際の流れを御説明いたします。

居宅サービス事業所や居宅介護支援事業者については、事前審査を行った上で、基準を満たし適正とされた事業者が新規指定申請を行うこととなっております。また、地域密着型サービスについては、原則公募を行っており、医療関係者や学識経験者で組織する地域密着型サービス運営委員会に諮った上で、設置候補者を決定しております。

いずれの場合も運営する法人の種別や規模は限定しておりませんので、小規模な法人であっても、定められた基準に従って適切に運営できる法人であれば新たに参入できるようにしております。

○諸泉定次議員

それでは、これから一問一答に入りたいと思います。

そこで、まず消防行政についてでありますけれども、自主防災の支援活動も過去3年間の実績を聞かせていただきましたけれども、年度によってばらつきがあるということがわかりました。ぜひこれからも積極的に指導をしていただきたいというふうに思いますし、また、2つ目の老人施設等の指導についても、泊まりを必要とするところには年に1回必ず立ち入り検査をやっているということでもあります。

そういった意味で、大方の質問については総括の答弁の中で理解はしましたけれども、最後の部分のドローンの活用について質問をさせていただきます。

これについては、広域消防局は平成30年3月に

1機導入ということでもあります。予算が伴うことでもありますけれども、命にかかわることですので、本来ならば一気に何成にどんと購入していただきたいところではありますが、なかなか予算の関係、人員等の配置ということではいろいろ制約はあるというふうに思いますが、これについては、答弁の中でも言われましたように、非常に有効であるということにははっきりしているというふうに思います。

そこで、私の希望としては、このドローンについて、今、1機購入されて7月から運用されているということでもありますし、この操作する人についても10名を要員として原則2名以上で運用するということでもありますけれども、これについての年次計画等々、そういうものをお持ちかどうか、まずお尋ねをいたします。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

議員の御質問にお答えします。

ドローンの年次計画については、本局は現在つくっておりません。

○諸泉定次議員

年次計画がないということなのですが、その一番大きな要因というのは予算の関係ですか。それとも、人員の配置をつくるのが大変だということなのかよくわからないのですが、どういうことなのか、答えられる範囲でもお答えいただきたいと思います。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

済みません、導入に関する年次計画というのはつくっておりませんので、今後どのように配備していくかということについてお答えしたいと思います。

先ほどの総括の答弁の中で、全国の116消防本部でドローンを保有していることをお示しましたが、その機体数の合計は176機となっております。1消防本部当たりおおむね1機の保有状況であることがうかがえます。現時点では総務省消防庁から具体的な配備基準等も示されていない中で、これからドローンに関する本格的な議論が進めていかれるものと考えております。

現在、産業用ドローンの開発は目まぐるしく進

んでおりまして、消防防災分野に特化した機種におきましても、防水性に加えて赤外線カメラや物件投下装置を搭載するものなどさまざまな機能を備えたものが開発されております。しかし、本局が保有しているドローンに比べますと導入費用が10倍ほどとなりまして、維持管理に係るコストも高額になるほか、操縦に関してもより高度な技術が求められます。

本局といたしましては、総務省消防庁の動向を含めまして全国的な導入状況を注視するとともに、現有機種の利用を通しまして災害現場での活用方法などを模索しながら、管内における配備数、機体の種類、付帯する機能などについて調査研究を今後、進めていきたいと考えております。

○諸泉定次議員

大体わかりましたけれども、どっちにしたって命に勝る貴重なものはないわけですので、ぜひドローンの配備については検討していただいて、有効性が高いということを大いにアピールして配備を進めていただくことをお願いして、消防防災についての一問一答はこれで終わりたいと思います。

議長、続けていいでしょうか。

○中野茂康議長

はい、いいです。

○諸泉定次議員

次に、介護保険について一問一答をさせていただきます。

先ほどの総括質問に対する答弁の中で言われましたけれども、滞納対策についてであります。滞納率については年々改善されているということは認めますけれども、やはり公平公正でなければならないという観点からいきますと、今後どのような滞納対策をされるのか、それについてお尋ねをいたします。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

議員の御質問にお答えいたします。

滞納対策につきましては、新たな被保険者の滞納をつくらないことを基本に考えております。その主な取り組みといたしまして、現年度徴収では、1に、納付される方の利便性向上のための口座振替の勧奨、2に、65歳になられた方へ電話を利用

しての制度説明及び納付勧奨、3に、今年度の賦課の滞納者への徴収嘱託員による訪問説明及び徴収の実施などの取り組みを行っております。

また、保険料が滞納繰り越しとなった徴収の主な取り組みといたしましては、1つ目に徴収嘱託員による滞納者全戸訪問の実施、2つ目に財産の有無を確認するための財産調査の実施、3つ目に1年以上の滞納または時効保険料がある方が認定申請をされた際の償還払い化、給付額減額についての制度説明と納付相談の実施などの取り組みを行っております。

今後も介護保険財政の安定確保のために、介護保険料の適正賦課と収納に努めてまいります。

○諸泉定次議員

大変な作業だというふうに十分理解はします。理解はしますけれども、やっぱり金額的に膨らんでくると不公平感ってどうしても出てきます。なかなか生活が大変な状況の中で、仮に一時所得的な土地を売ったとか株を売ったとかでふえて、結局その1年後に請求が来ると。その後はまた生活が苦しいということもあるんでしょうけれども、ぜひ現年度をこれ以上出さないということで対策を強化していただきたいというふうに思います。

そこで、もう一つは滞納とあわせて不納欠損についてもお尋ねをいたしますけれども、これについてもなかなかすとんと落ちないという、不公平感というのがどうしても残るわけですけれども、この不納欠損について誰がどのようなことで判断をされて、これは徴収は無理だということで判断されるのか、それについてお尋ねをいたします。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

不納欠損を行う際の判断基準については介護保険法第200条に定められており、「保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。」とされております。

よって、毎月の納期限等から原則2年経過したときは、時効によって徴収権が消滅することとなります。しかし、保険料負担の公平性から、ただ単に時効として処理するのではなく、時効に到

達するまでに納期限後の督促状の送付、年に2回の催告書の送付、時効の前に納付できるかの確認を行う意思表示票の送付、嘱託職員による全戸訪問による制度説明、実態把握等を行うことで納付勧奨に努めております。

また、平成29年度から本広域連合の新たな取り組みとして、第8段階以上の滞納者について金融機関へ預貯金の財産調査を行い、財産の有無についても確認をいたしております。さらに、「一時的に納付困難になったが今後払っていける」、「介護保険料は時効をしたくない」という滞納者の方については、納付誓約書の提出をしていただき、時効中断を行っております。

このような取り組みによりまして得た情報をもとに協議検討を行い、徴収できないものについては2年により時効処理を行っております。

○諸泉定次議員

言われたように、法令で2年により不納欠損ということで、それぞれのケース・バイ・ケースで対応されるということでもありますけれども、やはり、いつ聞かれてもここまで頑張ったということが説明できるように最大限の督促をしていただきたいというふうに思います。

そこで、次に8月からの3割負担の問題なんです。この中で、人数も言われましたけれども、サービスを受けていない方もいると思いますけれども、実際にサービスを受けている方で3割負担の影響を受ける方はどれぐらいいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

総括でお答えしましたとおり、今年の8月に負担割合証を交付した要支援・要介護認定者等のうち、3割負担の対象者は483人となっております。その3割負担の対象者のうち、介護保険サービスを利用されている方は358人となっております。

○諸泉定次議員

358人という利用されている方がいらっしゃるということでもあります。

そこで、3割負担というのは国の施策でありましてけれども、今後のことも考えますと、非常にこれから利用者負担がふえていくというふうな傾向

でありますけれども、これを何とか抑えるような方策というか、策はないのかどうか、それについてお尋ねいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

介護保険制度には、利用者の家計に与える影響を考慮し高額介護サービス費等の軽減策があります。この高額介護サービス費等は、住宅改修費などを除く介護保険サービスにおいて1カ月に支払った利用者負担額の合計が一定の上限額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度となっております。

高額介護サービス費等は利用者の所得状況等によって上限額が異なりますが、現役並み所得者は4万4,400円が上限額となります。例えば、これまで2割負担の対象者で利用者負担の上限額が4万4,400円だった方が3割負担になったとしても、利用者負担の上限額は4万4,400円のままととなります。このように利用者負担額には上限額が定められていますので、3割負担の方についても負担額が上限額を超える場合は軽減措置を受けることとなります。

今回の利用者負担割合の改正につきましては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から利用者負担の見直しが行われたものですが、制度として利用者負担額の軽減策もあります。広域連合といたしましては、介護保険者として適切な制度運営に努めていきたいと考えております。

○諸泉定次議員

ぜひよりよい介護保険制度になるように、さらに努力をしていただきたいということを述べまして、私の質問を終わります。

○中野茂康議長

これより休憩いたしますが、本会議は12時55分に予鈴でお知らせいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時40分 休 憩

平成30年 8月21日 (火)

午後 1 時00分 再開

出席議員

1. 中 島 慶 子	2. 野 北 悟	3. 松 並 陽 一
4. 諸 泉 定 次	5. 白 石 昌 利	6. 原 口 ひさよ
7. 森 田 浩 文	8. 多 良 光 英	9. 松 永 幹 哉
10. 野 中 康 弘	11. 山 田 誠一郎	12. 堤 正 之
13. 白 倉 和 子	14. 中 野 茂 康	15. 平 原 嘉 德
16. 福 井 章 司	17. 中 山 重 俊	18. 山 下 明 子
19. 嘉 村 弘 和	20. 黒 田 利 人	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀 島 敏 行	副広域連合長	松 本 茂 幸
副広域連合長	伊 東 健 吾	副広域連合長	御 厨 安 守
広域連合理事	玉 島 広 司	監 査 委 員	力 久 剛
会 計 管 理 者	中 島 博 樹	事 務 局 長	岩 橋 隆一郎
消 防 局 長	中 島 英 則	消 防 副 局 長 兼 総 務 課 長	園 田 正 広
消 防 副 局 長 兼 消 防 課 長	高 島 直 幸	副 局 長 兼 総 務 課 長 兼 業 務 課 長	石 橋 祐 次
認 定 審 査 課 長 兼 給 付 課 長	一 番 ヶ 瀬 新	予 防 課 長	野 田 博 嗣
通 信 指 令 課 長	藤 島 潤 典		

○中野茂康議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続行いたします。

○山下明子議員

佐賀市の山下明子です。介護保険制度が2000年に導入され18年目となることし、第7期介護保険事業計画において、介護保険料は基準額で5,960円、所得段階、第5段階で5,960円となりました。振り返れば、第1期からほぼ、見直しのたびに保険料が引き上げられ、この18年間で、基準額とされていた所得5段階中第3段階3,068円から、今では、所得11段階中第5段階の5,960円へと1.94倍になっています。

生活保護水準とされる所得第1段階で比べてみますと、当初、月額1,534円だったのが2,682円へと1.7倍になっています。一方で、年金が1.5倍にふえたかと言えばそんなことはなく、国民年金の保険料は毎年引き上げられてきたのに対し、受け取る年金は実質下がってきています。具体的に言えば、所得第1段階の方で年金が約4万円という方は、2カ月で受け取る年金8万円から、今4,700円引かれていたのが、この10月からは5,700円引かれるということになります。また、月額年金約8万円の所得第2段階の方も、2カ月で7,900円引かれていたのが10月から9,400円引かれるということで、低い年金収入の約1割が介護保険料という状況です。

さらに利用料についても、必要な介護サービスを受けようとしたら、例えば要介護2で週3回のデイサービスを受けようとするすると、1割負担でも利用料が約1万6,000円かかります。高額介護サービスを利用するとしても、上限額の1万5,000円からはみ出た分が返ってはくるとしても、一旦約1万6,000円から1万8,000円を払わなくてはならないということになるわけです。

こうした中で、保険料を収めきれない未納の方々、ことし5月末で2,330人、そのうち所得基準額以下の第4段階以下の方が1,389人おられます。一定期間未納が続くと、給付制限ということで、介護サービスを利用するときに利用料1割のところを3割負担というペナルティーが課せら

れますが、そもそも保険料を払えない人が3割の利用料を払えるのかという疑問も湧いてまいります。

また、高齢者御本人が負担できない場合、子供の世代が援助せざるを得ないということになり、保険料も利用料も、結局は子供の世代にのしかかってくるという点では、現役世代の問題でもあります。

国民年金の六万数千円という方が高齢者の約6割を占めるという中で、佐賀中部広域連合として、この保険料、利用料の負担についての現状認識を改めてお示しいただきたいと思います。

以上、総括の質問といたします。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

議員の質問にお答えいたします。

まず、介護保険料について説明させていただきます。

介護保険料は、介護保険法により、所得金額等に応じた段階設定をすることとされており、国の標準では9段階となっております。この段階設定は、被保険者の所得が低い場合は保険料負担も低くなる仕組みとなっております。

本広域連合では、第7期におきましてもこの標準段階をベースとして、所得の高い層へ多段階化を行い、11段階としているところでございます。これらの設定は、高所得者層に対しより負担能力に応じた負担を求めることで基準額を下げ、全体的な保険料負担の軽減を図るための対策として実施しているものです。また、この設定は、低所得者の保険料軽減にもつながっているところであります。

このような制度上の配慮にもかかわらず、何らかの理由で保険料を滞納する方はいます。このような滞納者への滞納対策として納付相談を行っておりますが、その相談では、年金の受給額は減ってきている、介護保険料の納付額は上がっている、生活が厳しく保険料を納めきれないなどの声があり、この声から、さまざまな生活事情により、納付が困難な状況にある高齢者もおられることは把握いたしております。

納付困難と言われる方について、通常の納付が

困難と判断した場合には、減免制度の活用や分割納付をしてもらうなどの対策を行っております。しかし、長期にわたり滞納となる方もいらっしゃいます。介護保険制度では、長期滞納者に対する給付制限の措置が設けられています。その措置の内容としては、まず、滞納期間が1年以上納められない場合は、サービス費用の全額を一旦利用者が負担し、申請により後で9割、一定以上所得のある方は8割、または7割の保険給付費が支給されるという償還払い方式となります。

次に、滞納期間が1年6カ月以上納められない場合は、保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなります。

次に、滞納期間が2年を経過し保険料の徴収権が消滅した場合は、利用者負担が3割、一定以上の所得がある方は4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費なども受けられなくなります。

これらの措置により、滞納している方でペナルティーを受けている被保険者は、平成30年6月末現在8名で、うち、サービス利用者4名については、利用料が負担増になっていることも把握しております。

○山下明子議員

納めたくても納めきれない人の中に、年金が減っているのに介護保険料が上がり納めきれない、生活困難だという声があるということをつかんでいるというふうにおっしゃいました。そういうことをもとにしながら、じゃ、どうしていくのかという話なわけなんです。先ほどの答弁の中に、納付困難な人には減免制度の活用や分割納付をしてもらうと言われていました。その減免制度の活用の状況がどうなっているのかというのを、過去5年間さかのぼってお示ししたいと思えます。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

議員の質問にお答えいたします。

第1号被保険者における平成25年度から平成29年度までの保険料減免の状況について御説明いたします。

平成25年度は、申請件数12件、承認件数11件で、減免額は16万3,338円です。その内訳といたしまして、生活困窮によるものが3件で3万484円、収監によるものが1件で3万1,620円、災害によるものが5件で8万2,696円、死亡、病気によるものが2件で1万8,538円です。

次に、平成26年度は、申請件数8件、承認件数8件で、減免額は23万7,677円です。その内訳といたしまして、生活困窮によるものが4件で4万464円、収監によるものが2件で6万605円、災害によるものが2件で13万6,608円です。

次に、平成27年度は、申請件数16件、承認件数13件で、減免額は34万2,555円です。その内訳といたしまして、生活困窮によるものが6件で8万631円、収監によるものが4件で4万4,800円、災害によるものが3件で21万7,124円です。

平成28年度は、申請件数9件、承認件数8件で、減免額は28万9,627円です。その内訳といたしましては、生活困窮によるものが3件で5万6,916円、収監によるものが4件で9万9,907円、災害によるものが1件で13万2,804円です。

次に、平成29年度は、申請件数6件、承認件数6件で、減免額16万8,383円です。その内訳といたしまして、生活困窮によるものが3件で5万6,916円、収監によるものが2件で4万5,065円、災害によるものが1件で6万6,402円となっております。

○山下明子議員

各年の額と理由と述べていただいたんですが、結局その減免件数の推移を見てみますと、未納者が2,330人ということに照らして見ても、多いときでも13件ということは0.56%。少ないときで6名ということで0.26%。それも、低所得者減免というところに限っていうと大体3名か4名ということですから、2,330人という数字の中の3人、4人で何かねと思う人は多いと思いますね、本当にそれは実態なんだろうかと。金額にしても、多くて34万2,555円、少ないときが16万3,338円ということで、これも低所得者減免に限っていうと3万円から5万円、多いときでも8万円ですね。何か、低所得者に対する軽減制度をやってください

というときに、その財源はどこから持ってくるかが問題ですとか、何か莫大な金額がかかりそうな妄想を抱いておられるんじゃないかと思いますが、この額を見て、ああって思われるんじゃないかと思うんですよ。

例えば、これは平成29年度の介護保険特別会計の決算剰余金が示されていましたが、14億967万4,000円ですよ、決算剰余金が。それから見ると、この減免制度の適用額がわずか0.024%ということで、スズメの涙にすらなっていないと。本当にこの軽減制度が必要な人たちになっているんだろうかというところが私は本当に疑問なんです。減免基準の適用ラインが厳しくなっているのではないかということです。

ちなみに、先ほどの総括の答弁の中でも、ペナルティーをかけていくことの話もありましたし、また、午前中の諸議員の質問に対する答弁の中でも、納付誓約書を書いてもらうとか、要するに時効2年に達する前に督促状を出したり、催告状を出したり、納付誓約書を書いてもらうということと言われたんですが、一番最初に私が総括で示したように、未納者の所得段階の一番低い第1段階の人が一番多いんですよ。2,330人のうち、第1段階が671人、第2段階は155人、第3段階は120人ですが、第4段階の基準額すれすれの方が443人ですから、要するにその基準額以下の方たちが未納者の半分以上を占めているわけですね。ということは、この6人とか10人とかそんなレベルで救えていないんじゃないかというふうに思わざるを得ないわけなんです。今の減免の条件は、例えば4つ示されていて、世帯の前年の年間収入額が88万円以下であるということ。世帯員が1人ふえるごとに41万円加算されていくということですから、高齢お二人だったらば年間収入が129万円以下であること。

それから、住民税課税者の親族に扶養を受けていないこと、あるいは生計をともにしていないこと。

また、3つ目として世帯全員の預貯金が180万円以下であること。これにしても、180万円ためている人はもしかしたら少ないと思うんですよ。

それでも、お葬式代だけは何とかためなきゃいけないと、子供に迷惑をかけたらいかんと思ってこつこつためている方もあるかもしれませんが、180万円というのは果たしてどうなのかなということも言われています。

それから、4つ目として、世帯の全員が所有する不動産を活用してもなお生活に困窮していることという4つの条件があります。ですが、扶養をされているということでこれに当てはまらないということになっても、その扶養している側の親族や子供の世代もきつきつになって、ぎゅうぎゅうで、とにかくしょうがないと思って援助をしているということもあるかもしれないということを考えたときに、この適用ラインが厳しいのではないかと、今の実態から見てですよ。もう少し広げたらどれぐらいふえていくんだろうかというシミュレーションだってやっていると私は思うんですが、まず、この適用ラインを緩和するということは考えられないのかどうか、伺います。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

第7期介護保険事業計画においても、高齢化の進展や介護給付費の増加に伴い、より安定的な介護保険制度の運営のために、第6期事業計画同様、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料賦課の設定を行っております。

また、生活困窮者の保険料の独自減免については、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入は適当ではないという保険料減免の3原則を遵守し、国の基本指針に従って実施しているところでございます。よって、生活困窮者減免の際の負担能力を判定するに当たっては、収入のみでなく、財産、資産等で加味したところで判断をいたしております。

生活困窮者減免の条件として、先ほど議員も述べられました。6つの条件があります。

1つ目が、所得段階が2段階または3段階であること。

2つ目が、世帯の収入が88万円以下、1人追加ごとに41万円であること。

3つ目が、課税者と生計をともにしていないこ

と。

4つ目が、課税者の税、医療の扶養になっていないこと。

5つ目が、世帯の預貯金が180万円以下であること。

6つ目が、不動産（自己居住用及び生計維持のためのものを除く）を活用してもなお生活に困窮していることとなっております。

これらの減免基準に該当された場合は、生活保護を受給されている方と同額の保険料となるように減額をいたしております。

このことから、生活保護受給者と同等に生活が困窮していると認められる場合に減免の対象となるよう、基準を徹底すべきと考えております。

なお、近年、生活保護基準の見直しにより、生活保護基準額は減額されておりますが、国からは介護保険制度を含めた他の制度へ、できる限りその影響が及ばないように対応することが求められているため、世帯の収入条件等の変更は行っておりません。

これらのことから、本広域連合では、条件の緩和を行うことは現時点では考えておりません。

○山下明子議員

今、テレビで「健康で文化的な最低限度の生活」というドラマが火曜日の夜9時からあっておりますけれども、その健康で文化的な最低限度の生活って一体何なんだろうかと生活を生活保護の部分で考えていくドラマにはなっておりますが、今、生活保護水準ということがずっと言われています。ただ、生活保護水準で生活保護を受けてしまえば、介護保険料も利用料も払わずに済むわけですよ。とにかくしっかりと生活していけると。それでも厳しいと言われていたけれども、その中で生活はできる。ですが、そこと同じ水準ですよといって保険料ももらい、利用料ももらうということになると、その生活は一体どれぐらい下がっていくのかということ、やっぱり考えなきゃいけないと思うんですね、本当に、免除されていないわけだから。そしてまた、その人たちは生活保護を受けたくても、いろんな理由で受けられなかったりするわけですね、扶養に入っている

とかいろんなことで。さっきから繰り返しているように、扶養をしている側も、必ずしも余裕があるとは限らないという場合があるということを経済的に考えていく必要がやっぱりあると思いますし、国の減額免除に関して、一律免除しないとか、収入のみに着目した一律減免しないとか、基本3原則がずっと言われ続けておりますけれども、そもそもその減額を単独でやろうと神戸市とか何かが始めたころに、国からいろいろと介入してきて、いやいや一律でやるなどいろいろ言っていて、がっつと締めつけてしまった。でも、そうは言っても、その中のどのラインで区切るかというのは、やっぱり保険者が決めますよね、これぐらいはラインを決めましょうとか。そのラインをどうするかというときに、今の結果として6人とか13人とか、そういう実情が果たして本当に生活実態と合っているのだろうかというふうに考えていくべきだと思うんですけどね。だから、見直すつもりはないということなんです、いや、これはこのままで何とも思わないのかどうか、ちょっとそこだけ一何とも思わないのかどうかというのは、本当にこれだけの数字が、2,330人の中で10人とかそんなレベルで、果たして救えていると思われるのかどうか。そこまで聞き取りとか、先ほどいろんな相談があっているというときに、そういうところまで話を聞いたりされているのかどうかという点ではどうなんですか。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

何とも思わないということではございません。確かに、非常に厳しいということは感じておりますが、やはり本広域連合といたしましては、先ほど議員のほうも言われておりますが、国の3原則に基づいて、それを遵守するというのを基本的に考えております。非常に厳しい状況はわかっておりますが、今の現時点では、基準緩和については考えていないということでございます。

○山下明子議員

私は、7期でまた上がり、次、今後もまた上がっていくんじゃないかという見通しが見越される中で、やっぱりここは高齢者実態調査とか何かを通じてでも、もっと突っ込んで考えていくべき

だということは申し上げておきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、ペナルティーを受けている方が8名おられると。その中で、サービスを利用されている方が4名おられて、利用料が上がっているという方があるのは把握しているというふうに言われておりましたが、実際、利用料が3割とか4割になっているかもしれないその人たちが、どのようになっているかということについては把握をされているのでしょうか。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

まず、給付制限の処分を決定する前に、必ず個別の保険料の納付相談を行うようにいたしております。この保険料の納付相談を受ける際には、世帯の収入所得及び生活状況を確認する必要があると考えております。世帯の収入、所得については、保険料賦課をするための算定資料があり、前年までの給与収入、年金収入、合計所得と、世帯及び被保険者の住民税の課税状況を確認をいたしております。また、生活状況などは、世帯に応じてさまざまであることから、相談時に生活状況の聞き取りを行い、確認をいたしております。

その確認した状況を申し上げますと、4名につきましては、家族構成状況は、本人を含む1人から3人。収入状況は、年金収入や子供の援助で、家族の収入を合わせると400万円以上になる世帯も見受けられます。滞納原因としては、本人や子供の医療費、借り入れによる返済など、世帯ごとに異なっております。

このことから、収入がないことを理由に保険料を滞納されている方ばかりではないことが伺えます。これらの確認情報から、それぞれの滞納者の生活状況に応じた納付をしていただいておりますので、保険料に関する滞納者の実情については把握ができていますと考えております。

しかし、給付制限を受け、サービスを利用している方の利用料の支払い実態までは把握はいたしておりません。

○山下明子議員

そうすると、そのサービス利用料の支払いについて、ちゃんと払えているのかどうかということ、把握する必要があるんじゃないでしょうか。

というのは、事業者のほうは困ると思うんですね、もし納めていないということになればですよ。そこから辺は、把握する必要があるんじゃないでしょうか。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

介護保険サービスの利用の際には、利用者と事業者との間で、サービス提供の基本となる項目を定め、契約をなされております。利用料の支払いにつきましては、その契約に定められておりますので、保険者として個別に把握することは考えておりません。

○山下明子議員

誰もが安心して必要な介護を受けることができるような社会、地域にしていきたいと思いますというのが、この中部広域連合の目標だと思うんですね。そういう中で、いろいろな理由で未納となっている。そこは、ペナルティーをかけていかななくてはならないほどのことになっているということでペナルティーがかかっているのかもしれないんですが、でも払えているのか払えていないのかということは、あとはもうペナルティーの先は知らんよということで果たしていいのか。3割負担だったら、本当はもう少しサービスを受けたほうがいけれども、利用料の関係で、サービスは受けなくてちょっと我慢しておくということになってはいないだろうかとかですね。あるいは、必要なサービスはどうしても受けないとしようがないから受けるとしても、払いきらんということになって、それは事業者のほうでかぶってくださいよという話になってしまうのかとかですね。事業者のほうも、どうしたものかと思っているけれども、広域連合に対して何か言うという関係にないし困ったなと思っているかもしれないとか、わずか4件ですから、聞こうと思っただけで聞けると思うんですよね。やっぱりペナルティーをかけましたと、あとは自己責任ですよということで済ませていいのかどうかというのは、本当にもうちょっと丁寧にケースを考えていく必要がある場合だってあると思うんですよ。そういう把握というのは、やっぱりしていく必要があるんじゃないでしょうか。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

先ほど答弁いたしましたように、事業者と利用者との間での民間の契約で利用をされております。その契約の不履行について、保険者といたしましては介入できないのではないかと考えております。

○山下明子議員

いや、だから、ケアマネジャーがいて、この人にはこういうサービスが本当は必要だという判断をしたりするわけですよ、認定した後にね。ですが、それが利用料がネックになって必要なサービスができないということがあるかもしれない、ないかもしれないけれどもあるかもしれない。あるいは、ちゃんとそこに、きちんとした収入が支払われているかどうかということがなければ事業者としても困るということで、その方の利用を敬遠するかもしれないということになっていったら、だんだんおかしくなっていくんじゃないかと思うんですよ。だから、私はそういう意味で、そんなことで追いやっていかなないように、もっと手前の軽減制度をきちっともう少し広げて、そこで救える人は救っていくということが必要だと思ってこの質問をしているわけなんです、いずれにしろ、市民だから介入できないと言って突っぱねてしまっているのかなというのはやっぱり思いますね。自分たちが処分した、処分をかけたペナルティーだから、その結果がどうなるかということはやっぱり責任持たなくては、処分して終わりではないと思いますから。それから、その人たちがやがてちゃんと払えるようになればまた戻ってくるということを考えれば、私はそこは無責任だと思いますがね。そこは絶対つかむべきだと思いますけれどもね。どうなんですか、考えないということだけで、終わっていいんですかね。

○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

議員がおっしゃられますように、本来、利用料については把握をすべきではないかということで、事業所等にも御迷惑をおかけしているところもあるかと思いますが、先ほど申しましたように、保険者といたしましては、利用料につきましては把握をするということは考えておりません、ケアマネジャーとかのお話の中で、非常に厳しいと

いう話があれば、ケアマネジャーのほうからうちのほうに御相談もあるかなというふうには思っておりますが、現時点ではあっておりませんので、うちといたしましては、先ほども申しましたように、個別に把握するということは現時点では考えておりません。

○山下明子議員

堂々めぐりですからあれなんです、やっぱり私は、そこはこういうふうな質問で取り上げていますから、こんな話になったよということは、やっぱり担当の方たちやケアマネたちにも話がきちっと行くようにして、アンテナをちゃんと高く掲げていただくということはやっぱりやっていただきたいと思います。

それから、後半は利用料に関してなんです、利用料の軽減制度に関しては高額サービスとか高額介護合算とかいろいろあります。そういう中に、低所得者に対する利用者負担軽減としては、社会福祉法人による利用者負担軽減制度というのがあります。主に施設入所というのが対象になってくるかと思うんですが、これで軽減を受けることができるとしても、社会福祉法人の施設に入所すれば、それは受けることができる。ただ、ベッドが足りなくてとか、いろんな事情で医療系とか、要するに社会福祉法人以外の施設に入所せざるを得なくなってしまったという場合に、そうした軽減措置を受けることができないということになるわけなんです、そういうことを考えたときに、軽減制度というのが考えられないのかどうかということをもっと伺いたいと思います。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

低所得者に対します介護保険サービスの利用者負担を軽減する制度の一つとして、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度がございます。

この制度は、居宅サービスや施設サービスなどを提供する社会福祉法人等が、低所得で生計困難な利用者に対し、サービスに係る利用者負担を軽減するものです。

事業主体につきましては、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない場合を除き、社会福祉法人が実施することが基

本とされております。

本広域連合では、構成市町がこの制度を運用しておりますが、全ての市町において、事業主体は社会福祉法人のみとなっております。

そして、介護保険制度においては、介護保険サービスを提供する事業主体に対し、利用者負担額軽減のために負担を求める制度は、当該制度のみとなっております。

○山下明子議員

結局、社会福祉法人による軽減制度のみということで、今質問したように、どうしても社会福祉法人のところには入れなかったとか、そのサービスでないところを利用せざるを得ないという場合に、どうやって救っていくのかということを考えますと、やはりそれ以外の利用者に対しても利用料の軽減策を考える必要があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立され、税制優遇措置等も受けております。このことから、社会福祉法人が低所得者の負担軽減を行うことは、法人本来の使命との考えのもと、低所得者の介護保険サービスの利用促進という観点から、国により制度化されたものがこの利用者負担額軽減制度です。

この制度は、国が定める軽減制度ですが、軽減を実施する社会福祉法人は、福祉サービスとして、地域に還元する取り組みとして、法人が利用料の一部を負担する仕組みとなっております。そのため、軽減を行う社会福祉法人は、制度を運用する市町村に軽減を行う旨の申し出を行う必要があります。

また、国が定める軽減の対象となるサービスは、特別養護老人ホームで提供される介護老人福祉施設サービスのほか、通所介護、訪問介護、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護などとなっております。

そして、申し出を行った社会福祉法人が提供するサービスのうち、対象とされているサービスの全てにおいて軽減策を実施することになります。

また、軽減の対象者は、低所得で生計が困難な

方や生活保護受給者となっており、利用者の申請に基づき、市町村が対象者であるかを決定いたします。

この軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、利用者の収入や預貯金等の額、活用できる資産の有無、世帯の状況等も勘案し市町村が決定し、認定した方には、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」が交付されます。

なお、介護保険料を滞納されている方は、この制度の対象外とされております。

このように、この制度は、生活困窮者等に対する社会福祉の受け皿としての色合いも強く、さらに、サービスを提供する法人が費用の一部を負担する仕組みとなっております。

このようなことを勘案しますと、社会福祉法人以外の法人に対して、特に、通所介護や訪問介護などを運営する有限会社やNPO法人などの小規模な法人に対しても、社会福祉法人と同様の観点で負担を求めることは難しいと考えております。

○山下明子議員

結局、社会福祉法人という性格上、社会的な貢献をしてくださいよということで、国が役割、責任を求めている、役割を担ってほしいと求めた制度ですよね。だから、利用料の負担軽減をしますということで、利用者全体を視野に入れた制度とは言えないわけですね。結局、社会福祉法人のサービスを利用した人にしか対応できないし、しかも、社会福祉法人は、一部自分たちがかぶらなきゃいけないということで。ですから、社会福祉法人としても、市町から少し補助もらったとしても痛しかゆしの部分がありますよね。

結局、事業者に負担がかからない形での利用者負担軽減策というのを、これはもちろん自治体、広域連合だけで考えることが難しいのかもしれませんが、それをやっている自治体だってあるわけですから。もっと利用者全体が、この所得、生活状況の中で、これは難しいなと思ったらNPOのサービスであれ何であれ、受けている人がちゃんと軽減されるような対策ということを考えていかないと、やっぱり矛盾があると思います。未納をしている人はこうしたサービスも受けられないと

ということですから、要するに保険料を納めたくても納めきれずに未納が続いてしまったというような人は、利用料のほうでも軽減策を受けられないということになると、本当ににっちもさっちもいなくなるということがやっぱり横たわっているわけなので、そこは連合として何ができるのかということ、もう少し知恵を絞っていただきたいと思いますがね。これは国が定めた制度でこれしかありませんということで終わるのではなく、もう少しほかのサービス、要するに小規模者がどんどん参入してきますよという話が諸議員の質問のやりとりでもありましたよね。そうやってサービスの事業者が参入してくるけれども、片や、利用料などを負担できる方たちの収入の状況がどうなのかということをもう少し考えたときに——今度の3割負担になるという話だって、特に所得が高いというふうに言われるけれども、特に所得が高いというレベルは、本当にそんなに高いと言えるんだろうかと思うぐらいの水準で言われていますよね、200万円とかね。だからそんなことを考えたら、もうちょっと現実に、実態に応じた軽減策を、利用料の面でも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。事業者に負担がかからない形での軽減策を、ぜひ探っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

先ほど議員が言われましたように、事業者に負担のかからない軽減ということでございますが、軽減措置につきましては、社会福祉法に基づき福祉施策として市町が行っていますので、広域連合としては、新たな軽減ということについては現在のところ考えていないところです。

○山下明子議員

肝心なことになるとすぐ市町というふうには逃げてしまいますけれども、介護保険料と介護利用料ですから、どちらも介護保険に関する問題なわけなので、そこは市町も含めてどういうふうに行っていくのかという話し合いをすとか、あるいは、もっと国に対してこの実情をきちっと物を言っていくとか、そういうことは必要だと思いま

すし、今さっきから言われているいろんなサービスに関しても申請主義ですから、当事者の方たちが軽減制度がこんなにあるよということをごまかでわかっているのかとか、ちゃんと十分にそれが申請されているのかどうかということも含めて、もっとPRもしていく必要もあるかもしれないしということで、軽減制度が、広域連合におられる高齢者の皆さん、あるいは御家族の皆さんの中で、本当に安心して受けられるサービスとなっていくように、もっと努力をしていただきたいと。第7期で負担がふえてきているということの中で——あちこちで聞くんです、介護保険料と保険料を何とかしてほしいと、本当に聞きます。ですから、そこら辺を皆さん方もお聞きになっているでしょうけれども、ぜひ実情もつかみ、担当者の方、市町の方とも相談をし、国にも物を言っていくという、ここをしっかりと頑張っていたいただきたいということを求めまして、質問といたします。

○中野茂康議長

以上で通告による質問は終わりました。これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたします。

◎議案の委員会付託

○中野茂康議長

これより、議案の委員会付託を行います。

第18号から第28号議案は、お手元に配付しております委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

第18号議案 平成29年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算

第19号議案 平成29年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算

第21号議案 平成30年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）

第22号議案 平成30年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

第24号議案 佐賀中部広域連合指定居宅介護支援等の事業者の指定及び事業に関

する基準を定める条例

第25号議案 佐賀中部広域連合介護保険及び障
がい支援区分認定審査会条例の一
部を改正する条例

第26号議案 佐賀中部広域連合個人情報保護条
例の一部を改正する条例

第27号議案 佐賀中部広域連合包括的支援事業
の実施に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

第28号議案 佐賀中部広域連合指定介護予防支
援の事業者の指定及び事業に関す
る基準を定める条例の一部を改正
する条例

○消防委員会

第20号議案 平成29年度佐賀中部広域連合消防
特別会計歳入歳出決算

第23号議案 平成30年度佐賀中部広域連合消防
特別会計補正予算（第1号）

◎ 散 会

○中野茂康議長

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、8月24日午前10時に開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時48分 散 会

平成30年 8月24日 (金)

午前10時00分 開議

出席議員

1. 中島慶子	2. 野北悟	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	6. 原口ひさよ
7. 森田浩文	8. 多良光英	9. 松永幹哉
10. 野中康弘	11. 山田誠一郎	12. 堤正之
13. 白倉和子	14. 中野茂康	15. 平原嘉徳
16. 福井章司	17. 中山重俊	18. 山下明子
19. 嘉村弘和	20. 黒田利人	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	御厨安守
監査委員	力久剛	会計管理者	中島博樹
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
消防副局長兼総務課長	園田正広	消防副局長兼消防課長	高島直幸
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	野田博嗣	通信指令課長	藤島潤典

◎ 開 議

○中野茂康議長

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

◎ 委員長報告・質疑

○中野茂康議長

日程により委員長報告の件を議題といたします。

介護・広域委員会審査報告書

平成30年8月21日佐賀中部広域連合議会において付託された第18号、第19号、第21号、第22号及び第24号から第28号議案審査の結果、

第18号及び第19号議案は認定すべきもの、第21号、第22号及び第24号から第28号議案は原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成30年8月24日

介護・広域委員会委員長 白石昌利
佐賀中部広域連合議会
議長 中野茂康様

消防委員会審査報告書

平成30年8月21日佐賀中部広域連合議会において付託された第20号及び第23号議案審査の結果、

第20号議案は認定すべきもの、第23号議案は原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成30年8月24日

消防委員会委員長 黒田利人
佐賀中部広域連合議会
議長 中野茂康様

○中野茂康議長

付託議案につきまして、お手元に配付しておりますとおり、審査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

○白石昌利介護・広域委員長

改めまして、おはようございます。介護・広域委員会委員長、白石です。介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第18号議案 平成29年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算について、委員から、在宅復帰家族支援事業において、利用者がゼロ人となっているが、どうしてかという質問があり、これに対し、執行部から、在宅復帰支援事業は施設入所者が試行的に自宅に戻る際の在宅サービスの利用を支援する制度であるが、在宅復帰する現状において制度が利用されていない状況にあると答弁がありました。

これに対し、委員から、実際に施設から在宅復帰している人数や実態を把握し、この制度のあり方を検討するべきであるとの意見がありました。

第19号議案 平成29年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員から、包括的支援事業の総合相談支援・権利擁護業務において、高齢者虐待に関する相談件数が137件と多いが、どのような内容で、対応はどのようにしているのかという質問があり、これに対し、執行部から、虐待の区分で各地域包括支援センターから回答があった件数で、このうち実際に虐待と認定されたものやその対応は、構成市町が行うため把握できていないとの答弁がありました。

これに対し、委員から、地域包括支援センターが受ける高齢者や家族からの相談には、高齢者虐待などの重大な事案も含まれるので、広域連合においても各地域包括支援センターが受ける相談内容を詳細に把握すべきであるとの意見がありました。

また、地域支援事業の地域自立生活支援事業の執行率が11.89%など、地域支援事業には極端に執行率が低い事業があるが、どうしてかという質問があり、これに対し、執行部から、地域支援事業の予算は介護保険事業計画で見込んだ数値で措置しており、また、構成市町への委託事業も多いため、実際の実績と比較した場合、留保額が出ることになる。その留保額を予算編成の際に一部の事業にまとめているため、その事業の執行率が極端に低くなってしまうと答弁がありました。

これに対し、委員から、介護保険事業計画という上限額で予算措置をし、留保分を一部の事業にまとめるという予算の組み方はおかしいのではな

いかとの意見があり、これに対し、執行部から、この留保分の取り扱いについては、今後の予算の組み方において検討すると答弁がありました。

以上の審査を経て、採決に際し、第19号議案 平成29年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より、地域支援事業の執行率が低く、また、14億円もの決算剰余金が出ている状況があり、介護保険料や介護サービス利用料などの負担を軽減する対策をもっと充実させるべきであるとの観点から、認定することに反対であるとの意見もありましたが、採決の結果、第18号議案は全会一致で、第19号議案は賛成多数でそれぞれ認定すべきものと、第21号、第22号及び第24号から第28号までの議案は全会一致でそれぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護・広域委員会の報告を終わります。

○中野茂康議長

なお、消防委員長からの口頭での報告はないとのことです。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終結いたします。

◎ 討 論

○中野茂康議長

これより討論に入ります。

討論は、第19号議案 平成29年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について行います。

なお、討論についての議員の発言時間は10分以内とします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○山下明子議員

おはようございます。佐賀市の山下明子です。私は第19号議案 平成29年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の最終年度であり、第7期計画の策定が行われていた時

期にあり、介護を必要とする人の誰もがその人らしく過ごすことができるようにという本広域連合の役割を検証する意味合いもあったと言えます。

一般質問でも述べましたように、2000年の制度発足以来、この間、事業計画の見直しのたびに介護保険料が引き上げられ、第7期計画では基準額で月額5,960円と制度当初の3,068円の1.94倍、生活保護水準とされる所得第1段階では、当初月額1,534円から2,682円へと1.7倍にもなる保険料が提示されました。

しかし、保険料が差し引かれる年金額のほうはむしろ実質的に引き下げになってきており、高齢者の負担の限界と言わざるを得ません。

こうした中で、保険料未納の方が2,330人に上り、所得基準額の第5段階よりも低い第4段階以下の方が1,389人と約6割を占めています。

これまで連合として独自に、所得段階の刻みをふやすなどの多段階化に取り組んではいるものの、保険料の減免措置においては、平成29年度の適用はわずか6件で16万8,383円にすぎず、特に生活困窮を理由とする適用は3件で5万6,916円にとどまっており、2,330人の未納者に照らしても、到底実態に追いついていないとは思えません。

また、介護サービス利用料についても、社会福祉法人による低所得者減免や高額介護サービスなどの既存の法定制度だけでなく、社会福祉法人以外のNPO法人や医療系の事業者によるサービスの利用者のことも視野に入れて、事業者にしわ寄せのかからない形での連合独自での負担軽減策を講じるべきです。

この間、施設から地域へ、介護予防も地域でということが始まった地域支援事業の執行率が低く、特に任意事業において、紙おむつの支給を含む家族介護支援事業が19.16%、配食サービスを含む安否確認のネットワーク事業などの地域自立生活支援事業では11.89%と低くなっているのは、予算項目の配分の仕方の問題もありますが、率直に言って、市町任せになっていたり、制度の要件を狭めてサービスの利用がしにくくなっていることなどが懸念されます。

実際、この地域支援事業のうちの任意事業の部

分だけで1億2,900万円もの不用額を残しており、全体の不用額の10億4,300万円のおよそ1割に上っています。そして、今回の歳入歳出決算において14億967万円もの決算剰余金が出ている状況があり、サービスの質や量をふやすとともに、介護保険料や介護サービス利用料などの負担を軽減する対策をもっと充実させるべきと考えます。

以上の観点から、本決算の認定に反対であることを述べ、討論いたします。

○中野茂康議長

以上で討論は終結いたします。

◎採決

○中野茂康議長

これより第19号議案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

賛成多数と認めます。よって、第19号議案は委員長報告どおり認定されました。

次に、第18号及び第20号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第18号及び第20号議案は委員長報告どおり認定されました。

次に、第21号から第28号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告どおり原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第21号から第28号議案は委員長報告どおり原案は可決されました。

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○中野茂康議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整

理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎会議録署名議員指名

○中野茂康議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において松並議員及び白倉議員を指名いたします。

◎閉会

○中野茂康議長

これをもって議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 増 田 耕 輔

議 会 事 務 局 副 局 長 倉 持 直 幸

議 会 事 務 局 書 記 宮 崎 直 樹

議 会 事 務 局 書 記 松 枝 哲 二 郎

議 会 事 務 局 書 記 塚 崎 正 孝

議 会 事 務 局 書 記 山 下 祐 樹

議 会 事 務 局 書 記 谷 口 英 也

議 会 事 務 局 書 記 田 中 泰 司

議 会 事 務 局 書 記 三 根 貴 雄

議 会 事 務 局 書 記 馬 場 誠 一 郎

議 会 事 務 局 書 記 古 賀 友 和

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 中野 茂 康

佐賀中部広域連合議会議員 松 並 陽 一

佐賀中部広域連合議会議員 白 倉 和 子

会 議 録 作 成 者
佐賀中部広域連合議会事務局長 増 田 耕 輔

(資料) 一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会

平成30年8月定例会

質問日	質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
21日 (火)	1	中 島 慶 子	一問一答	<p>1 介護行政について</p> <p>(1) 第7期介護保険事業計画（H30～32年）策定にあたって実施の高齢者要望等実態調査から見えた状況は</p> <p>(2) 中部広域連合圏域の介護の「いま」の状況について</p> <p>ア 高齢者数</p> <p>イ 介護認定者数・認定率</p> <p>ウ 受給（利用）実人数・受給率</p> <p>エ 介護が必要となった主原因</p> <p>オ 要介護度別の施設・在宅利用者割合</p> <p>(3) 要介護者の割合が増し、サービスに要する経費が伸びる見通しにあると考えるが、対策は</p> <p>(4) 軽度者への訪問・通所介護サービスは、介護保険給付から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行。広域圏内の状況は。</p> <p>(5) 認知症の問題も深刻さを増しています。広域圏内の現状と施策の推進は</p> <p>(6) 介護保険を巡る「これからの」について介護人材、担い手の確保は</p> <p>(7) 災害弱者である要介護者への災害時の命を守るシステム、対応は</p>
	2	諸 泉 定 次	一問一答	<p>1 消防行政について</p> <p>(1) 各市町での自主防災の訓練内容・規模等への支援状況（過去3年間の実績）</p> <p>(2) 老人施設等への指導状況</p> <p>(3) 小規模飲食店等への火災予防対策について</p> <p>(4) ドローンによる災害対策への取り組みと今後の計画について</p> <p>2 介護保険第7期の課題</p> <p>(1) 滞納対策と不納欠損の判断基準は</p> <p>(2) 8月より高額所得者の2割から3割負担の対策、影響は</p> <p>(3) グループホームなど小規模事業所の新規参入などの推移は</p>
	3	山 下 明 子	一問一答	<p>1 介護保険料・利用料の負担軽減について</p>